

No	質問	回答
1	本プリンシプルの受け入れ状況によって、何か差別化されることは想定されていますでしょうか。（例えば、経常費補助金等への影響）	ありません。
2	プリンシプルの受入を行わないことでのデメリットは想定されていないとのことでしたが、逆に考えられるメリットなどあれば可能な範囲で教えてください。	寄付者や学生・保護者等のステークホルダーに対し、資産運用に関する適切なガバナンス体制が構築されている点をPRする手段として活用し、法人のレピュテーションを維持・向上することが考えられます。
3	どのような学校法人にアセットオーナー・プリンシプル受入れを期待されていますか。運用規模等の目線などがありますか。どの程度の賛同を見込んでいるか、また、できれば賛同してほしいなど希望や方針などはございますか。	アセットオーナー・プリンシプルの賛同を一律に求めるものではありませんが、全ての法人において、資産運用の在り方を振り返る機会として頂きたいと考えています。 資産運用を積極的に行っており、既に専門人材を配置している、運用状況について情報提供を行っている等の体制を整えている法人は、ぜひアセットオーナー・プリンシプルの受入れを検討ください。そうでない法人であっても、自らの運用目標・運用方針に照らして、適切な運用体制となっているかなど、振り返る機会としていただきたいと考えています。
4	受入表明の記入例はありますか。	こちらで設けている記入例はありません。既に受入れを公表されている事例を参考に、ご検討ください。
5	各原則を受入れたことに対して、具体的にどのような対応・事象をもって受け入れたと判断できるかについて、対外的に説明が必要ですか。	アセットオーナー・プリンシプル本文にあるように、実施（コンプライ）する各原則の実施状況を公表することが期待されており、学校法人の対応内容について対外的に示していただくことが望まれます。
6	全ての原則を受け入れない場合、全ての原則に対して、エクスプレインが必要でしょうか。	全ての原則を受け入れないのであれば、受け入れ表明及びすべての原則に対して受け入れない旨のその旨のエクスプレインの公表は不要です。

No	質問	回答
7	12月末までの報告分を1月に公表ということですが、最終的な締め切りはありますか。当法人として、適当な時期に受け入れの有無を決定後、貴省へご報告すればよろしいでしょうか。	締め切り日は設けていません。報告は随時受け付けています。
8	本プリンシプルを受け入れない場合、手続き方法や回答期日はありますか。	受入れない場合は、文部科学省への連絡は不要です。
9	受け入れの意思決定機関は理事会か、運用委員会でもよいか。または、法人内で合意した方法（稟議等）でもよいか。	アセットオーナー・プリンシプルの受け入れ主体は法人となることを踏まえ、各学校法人の体制や規程に従いご判断ください。
10	表明した場合、表明通りに運用を行っているかどうかの点検は、アセットオーナー自らが行うにとどまるのか、毎年報告書の提出や、何らかの形で文科省などによる外部調査を受ける可能性があるのかをお聞きたい。	現時点では、毎年報告書提出や外部調査は想定しておらず、自ら点検いただくこととなります。文部科学省へは、「受入れ表明」の公表を行っているウェブサイトのアドレス等、所定の様式の記載項目に変更があった場合に、随時ご連絡ください。 但し、今後、政府として「フォローアップ」の可能性あります。
11	本プリンシプル公表によりその状況について、決算にあたって監査法人の監査対象になりますでしょうか。	監査法人の監査対象にはなりません。
12	大学法人が自己資金を自身で運用する場合、運用する法人自身が受益者であると考えて、この原則に対応すればよいのですか。	そのような考え方で結構です。法人自身が受益者となることも想定されます。

No	質問	回答
13	資産運用を債券等の安全な運用を行っていても、学納金が主な原資となることが、運用資金の性格に照らして資産運用経験を有する運用担当責任者の設置等、専門人材の登用は必要でしょうか。	普通預金・定期預金や国公債のような安全性の高い金融資産のみで運用することが、法人の運用目標・運用方針に合致しており、法人内部の体制で知見が確保され適切なリスク判断がなされるなど十分に機能していると判断される場合には、専門人材の登用は必須ではないと考えられます。 一方で、運用規模を増やしたり社会情勢の変化に鑑みて新たな対応を検討する場合などには、これまでの知見のみで十分と過信せず、外部専門機関への相談や専門人材への登用なども有効な選択肢と考えられます。
14	原則4での運用状況についての情報提供の内容については、各法人で判断しても差し支えないという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。運用の目的など実態を踏まえ、情報提供の範囲や内容をご判断下さい。
15	原則4にステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）をとありますが、公開している決算用の「計算書類」の情報では不足でしょうか。	アセットオーナー・プリンシプルの脚注15に、情報提供の例として挙げられている項目のほとんどは計算書類の注記に記載されない項目であるため、例えば定期的なレポートの公表や事業報告書への記載など、計算書類とは別に情報提供を行っていただくことが望ましいと考えられます。
16	原則5の「投資先企業の持続的成長に資するような必要な工夫」とありますが、例えば、グリーン投資やベンチャー企業への投資等も含まれますでしょうか。	含まれます。